

有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	チャームスイート新宿戸山
定員・室数	90 人 ・ 90 室

有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	介護付（一般型）
居 住 の 権 利 形 態	利用権方式
利 用 料 の 支 払 方 式	選択方式
入 居 時 の 要 件	混合型（自立除く）
介 護 保 険 の 利 用	特定施設入居者生活介護（一般型）
居 室 区 分	定員1人
介護に関わる職員体制	2.5 : 1以上

1 事業主体

名 称	法 人 等 の 種 別		営利法人	
	フリカ`ナ	カ`シガ`イシャ`charm`ケア`コーポ`レーション		
	名 称	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション		
主たる事務所の所在地	〒	530-0005		
	大阪府大阪市北区中之島3-6-32 ダイビル本館19階			
連 絡 先	電 話 番 号	06-6445-3389		
	ファックス番号	06-6445-3398		
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.charmcc.jp/			
代 表 者 職 氏 名	役職名	代表取締役	氏名	下村隆彦
設 立 年 月 日	昭和59年8月22日			
主 な 事 業 等	介護付有料老人ホーム運営（特定施設入居者生活介護） 住宅型有料老人ホーム運営（訪問介護・通所介護・居宅介護支援）			

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	8	チャームスイート石神井公園	東京都練馬区高野台五丁目13-6
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	なし		
居宅介護支援	なし		
＜居宅介護予防サービス＞			
介護予防訪問介護	なし		
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所介護	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	8	チャームスイート石神井公園	東京都練馬区高野台五丁目13-6
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		

2 事業所概要

名 称	フリカミナ	チャームスイートシジュクヤマ		
	名 称	チャームスイート新宿戸山		
所 在 地	〒 160-0022			
	東京都新宿区新宿七丁目26番48号			
連 絡 先	電 話 番 号	03-5292-5541		
	ファックス番号	03-5292-5540		
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.charmcc.jp/			
介護保険事業所番号	第1370405795号			
管 理 者 職 氏 名	役職名	ホーム長	氏名	文蔵 誠二
事 業 開 始 年 月 日	平成 27 年 9 月 1 日			
届 出 年 月 日	平成 26 年 1 月 7 日			
届出上の開設年月日	平成 27 年 9 月 1 日			
特定施設入居者生活介護	新規指定年月日（初回）	平成 27 年 9 月 1 日		
	指定の有効期間	平成 33 年 8 月 31 日 まで		
介護予防 特定施設入居者生活介護	新規指定年月日（初回）	平成 27 年 9 月 1 日		
	指定の有効期間	平成 33 年 8 月 31 日 まで		
事業所へのアクセス	東京メトロ副都心線「東新宿」駅より徒歩3分(約240メートル)			

施設・設備等の状況													
敷 地	権利形態		賃 貸 借		抵当権		なし						
	面 積		2287.59 m ²										
建 物	権利形態		賃 貸 借		抵当権		なし						
	延床面積		3997.4 m ² うち有料老人ホーム分 3796.46 m ²										
	竣工日		平 成 27 年 7 月 1 日										
	階 数	地上 4 階 地下 1 階											
		うち有料老人ホーム分 地上 4 階 地下 1 階											
	構造	耐火建築物			建築物用途区分		有料老人ホーム						
	併設施設等	あり (医療法人真峰会 竹の子歯科)											
賃 貸 借 契 約 の 概 要		建 物	契約期間		平成27年8月1日 ～ 平成57年10月31日								
			自動更新		あり								
居 室	階	定員	室数	面積									
	1階	1人	19	18.00 m ² ～ 18.00 m ²									
	2階	1人	25	18.00 m ² ～ 18.00 m ²									
	3階	1人	25	18.00 m ² ～ 18.00 m ²									
	4階	1人	21	18.00 m ² ～ 18.00 m ²									
	B1階	0人	0	m ² ～ m ²									
一 時 介 護 室	階	定員	室数	面積									
				m ² ～ m ²									
				m ² ～ m ²									
便 所	居室	全室設置		共同便所		5 箇所 (男女共用)							
浴 室	居室	設置なし		共同浴室		個浴： 8 大浴槽： 0 機械浴： 2							
	併設施設との共用			なし ()									
食 堂	兼用		あり (機能訓練室)										
	併設施設との共用			なし ()									
その他の共用施設		あり (健康管理室、洗濯室、キッチン 他)											
エ レ ベ ー タ ー		あり 2 基											
消 防 設 備		自動火災報知設備：			あり		火災通報装置：		あり				
緊 急 呼 出 装 置		居室：		あり		便所：		あり		浴室：		あり	
		脱衣室：		あり									

3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態							
① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態							
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
		専従	非専従	専従	非専従		
管理者（施設長）	1					1人	1.0
生活相談員	1					1人	1.0
看護職員：直接雇用	2	1		2	1	6人	3.8
看護職員：派遣	1					1人	
介護職員：直接雇用	27			3		30人	30.9
介護職員：派遣	2			1		3人	
機能訓練指導員		1			1	2人	0.2
計画作成担当者	2					2人	2.0
栄養士						0人	0.0
調理員						0人	0.0
事務員	1					1人	1.0
その他従業者		5			5	10人	2.2

② 1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数	40 時間
---------------------------	-------

③－１ 介護職員の資格

資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
介護福祉士	10			2	
実務者研修	3				
介護職員初任者研修	16				
介護支援専門員					
たん吸引等研修（不特定）					
たん吸引等研修（特定）					
資格なし	2			2	

③－２ 機能訓練指導員の資格

資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
理学療法士					
作業療法士					
言語聴覚士					
看護師又は准看護師			1		1
柔道整復師					
あん摩マッサージ指圧師					

③－３ 管理者（施設長）の資格

介護支援専門員・介護福祉士

④ 夜勤・宿直体制

配置職員数が最も少ない時間帯	22 時 0 分～ 6 時 0 分
上記時間帯の職員配置数	介護職員 2 人以上 看護職員 0 人以上

⑤ 特定施設入居者生活介護の従業者の人数等

①と同じのため記入省略

職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数	兼務状況
		専従	非専従	専従	非専従			
生活相談員						0人		
看護職員						0人		
介護職員						0人		
機能訓練指導員						0人		
計画作成担当者						0人		

⑤－１ 介護職員の資格

③－１と同じのため記入省略

資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
介護福祉士					
実務者研修					
介護職員初任者研修					
介護支援専門員					
たん吸引等研修（不特定）					
たん吸引等研修（特定）					
資格なし					

⑤－２ 機能訓練指導員の資格					③－２ と同じのため記入省略						
資格	延べ 人数	常勤		非常勤							
		専従	非専従	専従	非専従						
理学療法士											
作業療法士											
言語聴覚士											
看護師又は准看護師											
柔道整復師											
あん摩マッサージ指圧師											
⑤－３ 看護職員及び介護職員１人当たり（常勤換算）の利用者数						2.5 人					

従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）											
勤続 年数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満		4	3	11	3			1	1	1	
1年以上3年未満				18	1	1				1	
3年以上5年未満											
5年以上10年未満											
10年以上											
合計		4	3	29	4	1	0	1	1	2	0

４ サービスの内容

提供するサービス	
食事の提供サービス	あり（委託）
食事介助サービス	あり
入浴介助サービス	あり
排せつ介助サービス	あり
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス	あり
相談対応サービス	あり
健康管理サービス（定期的な健康診断実施）	あり
服薬管理サービス	あり
金銭管理サービス	なし
定期的な安否確認の方法	計画作成担当者が作成するケアプランに沿って安否確認を行います （昼間：随時、夜間：目安2回）
施設で対応できる医療的ケアの内容	胃ろう ○（栄養剤の摂取支援, 体調管理, 装着箇所の清潔保持） 胃ろう以外の経管栄養 △（栄養剤の摂取支援, 体調管理） 在宅酸素 ○（体調管理） インスリン注射 ○（体調管理, 血糖値把握） バルーン装着 ○（体調管理, 装着箇所の清潔保持） ストーマ ○（体調管理, 装着箇所の清潔保持） ペースメーカー ○（体調管理） 透析 ○（体調管理） 褥瘡 ○（体調管理, 創部の清潔保持） 痰吸引 ○（体調管理, 看護師による口腔・気管内吸引, 創部の清潔保持） 気管切開 △（体調管理, 創部の清潔保持） ※記号の意味：○＝対応可、△＝状況により対応可、（ ）書きが施設で対応できるケアの内容 ※吸引は看護師が勤務する日中のみ対応可能

医療機関との連携・協力		
協力医療機関(1)	名称	医療法人社団慶津会 北新宿ホームクリニック
	所在地	東京都新宿区北新宿4-11-13
	協力の内容	<診療科目> 内科 <医療機関までの距離> 約2km <協力の内容> (1) ホーム内における定期健康相談の実施 (2) ホーム内の往診の実施 (3) ホームでの死亡時の確認 (4) 外来診療の受け入れ (5) 予防接種の実施 (6) 定期健康診断の受け入れ (7) カンファレンスへの可能な範囲での参加および助言 ※医療費は自己負担です
協力医療機関(2)	名称	独立行政法人 地域医療機能推進機構 東京山手メディカルセンター
	所在地	東京都新宿区百人町3-22-1
	協力の内容	(1) 嘱託医紹介利用者及びホーム紹介利用者の入院の受け入れ (2) 嘱託医紹介利用者の検査等の外来受診 (3) 入居前健康診断の受け入れ (4) 定期健康診断(人間ドック含む)の受け入れ
協力医療機関(3)	名称	医療法人社団臨応会 ホームケアクリニック東京
	所在地	東京都目黒区碑文谷2-8-2
	協力の内容	<診療科目> 内科、外科、整形外科、皮膚科 <医療機関までの距離> 約9km <協力の内容> (1) ホーム内における定期健康相談の実施 (2) ホーム内の往診の実施 (3) ホームでの死亡時の確認 (4) 外来診療の受け入れ (5) 予防接種の実施 (6) 定期健康診断の受け入れ (7) カンファレンスへの可能な範囲での参加および助言 ※医療費は自己負担です
協力歯科医療機関	名称	医療法人社団 真峰会
	所在地	東京都目黒区自由が丘2-2-12 リバティコート橋本2階
	協力の内容	<協力の内容> (1) 平常の歯科診療(口腔ケア)の訪問診療 (2) 緊急時の歯科診療(口腔ケア)の指示 (3) その他 ※医療費は自己負担です
介護保険加算サービス等		
個別機能訓練加算		なし
夜間看護体制加算		あり
看取り介護加算		あり
医療機関連携加算		あり
認知症専門ケア加算		なし
サービス提供体制強化加算		あり(Ⅱ)
介護職員処遇改善加算		あり(Ⅰ)
人員配置が手厚い介護サービスの実施		なし
短期利用特定施設入居者生活介護の算定		あり
利用者の個別的な選択によるサービス提供		あり
運営懇談会の開催		あり (年 2 回予定)
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置		
自費によるショートステイ事業		あり

入居に当たっての留意事項

入居の条件	年齢	原則として65歳以上の方（40歳以上の2号被保険者で特定疾病の認定者の方も可）
	要介護度	要支援・要介護に該当する方
	医療的ケア	常時医療機関で治療をする必要のない方
	認知症	自傷や他害の恐れのない方
	その他	結核や疥癬など伝染する疾患のない方
身元引受人等の条件、義務等	①本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負う ②事業者と協議し必要なときは入居者の身柄を引き取る ③入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受けを行う	
体験入居	利用期間	1泊2日～7泊8日
	利用料金	1泊2日8,100円（宿泊費・食費・介護サービス費含む）
	その他	
入院時の契約の取扱い	入院中においても目的施設の利用権を保有します。ただし、家賃、管理費は必要です。	
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続	ア 「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たす状態であるかどうかについて関係する医師・看護師・職員等で検討します。 イ その結果、やむなく身体拘束を行う場合には、計画を立案し、身元引受人（家族）にホーム管理者から身体拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間等について説明し、同意書にサインを得ます。 ウ 身元引受人（家族）の意見・希望を伺い、経過を記録します。 エ 身体拘束中は観察を（直接ないし会話による）行い、経過を記録し、早期の解除に努めます。 オ 身体拘束を解除する場合は、理由を記録します。 カ 身体拘束を解除する場合は、解除理由を身元引受人（家族）に説明します。	
事業者からの契約解除	『チャームスイート新宿戸山 入居契約書』第29条に該当する場合 （事業者からの契約解除） 第29条 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本条第2項及び第3項に規定した条件の下に、本契約を解除することがあります。 一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき 二 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、3ヶ月以上継続して支払わないとき 三 第3条第4項の規定に違反したとき 四 第20条の規定に違反したとき 五 入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき 六 入居者の心身の状況が、有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法で対応できる範囲を超え、ホームでの生活継続が困難なとき 2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続を行います。 一 契約解除の通告について90日の予告期間をおく 二 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける 三 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する 3 本条第1項第五号及び第六号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第一号及び第二号に掲げる手続を行います。 一 医師の意見を聴く 二 一定の観察期間をおく 4 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、本条前項までの定めに関わらず、催告することなく、本契約を解除することができます。 一 本契約第45条の各号の確約に反する事実が判明したとき 二 本契約締結後に反社会的勢力に該当したとき 三 本契約第20条第1項第六号から第八号に掲げる行為を行ったとき	

要介護時における居室の住み替えに関する事項

一時介護室への移動	なし
判断基準・手続	
利用料金の変更	
前払金の調整	
従前居室との仕様の変更	

その他の居室への移動		あり	
判断基準・手続	(入居途中における居室移動) 第40条 事業者は、入居者に対して表題部記載の居室の変更を申し出ることがあります。 その場合、事業者は以下の内容について予め説明し、入居者の同意を得て手続を行うものとします。 一 変更後の部屋の情報及びこれに伴う月額料金の変更 二 通常の使用に伴い生じた居室の損耗をのぞき居室を原状回復する		
	利用料金の変更	なし	
	前払金の調整	なし	
	従前居室との仕様の 変更		
提携ホーム等への転居		なし	
判断基準・手続			
	利用料金の変更		
	前払金の調整		
	従前居室との仕様の 変更		
苦情対応窓口			
窓口の名称 1		チャームスイート新宿戸山 ホーム長	
	電話番号	03-5292-5541	
	対応時間	9:00 ~ 17:00 (担当者勤務日)	
窓口の名称 2		株式会社 チャーム・ケア・コーポレーション本部 お客様相談窓口 横山	
	電話番号	フリーダイヤル：0120-453-286	
	対応時間	10:00 ~ 17:00 ((土・日・祝日除く))	
窓口の名称 3		東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 介護相談窓口担当係	
	電話番号	03-6238-0177	
	対応時間	9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日除く)	
窓口の名称 4			
	電話番号		
	対応時間	~ ()	
賠償責任保険の加入		あり 保険の名称：福祉事業者総合賠償責任保険（三井住友海上火災保険㈱）	
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等			
アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組		あり	
東京都福祉サービス第三者評価の実施		なし	結果の公表
その他機関による第三者評価の実施		なし	結果の公表

5 入居者

介護度別・年齢別入居者数		平均年齢： 85.9 歳		入居者数合計： 89 人				
年齢 \ 介護度	申請中	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
65歳未満	0	0	0	0	2	1	0	0
65歳以上75歳未満	1	0	0	2	0	2	0	1
75歳以上85歳未満	2	1	1	7	4	0	0	1
85歳以上	1	7	5	20	15	10	5	1
合計	4	8	6	29	21	13	5	3
入居継続期間別入居者数								
入居期間	6月未満	6月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上	合計	
入居者数	16	16	57				89	
男女別入居者数		男性： 26 人		女性： 63 人				
入居率（一時的に不在となっている者を含む。）				99 %（定員に対する入居者数）				

直近 1 年間に退去した者の人数と理由			
理由	人数	理由	人数
自宅・家族同居	2	その他の福祉施設・高齢者住宅等へ転居	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ転居		医療機関への入院	6
介護老人保健施設へ転居		死亡	6
介護療養型医療施設へ転居		その他	1
他の有料老人ホームへ転居	9	退去者数合計	24

6 利用料金

入居準備費用	なし	円
明内細訳		
支払日・支払方法		
解約時の返還		
敷金	なし	
金額	円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。	

家賃及びサービスの対価

プランの名称		前払金	月額利用料	(内訳)				
				家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費
プラン①		0	469,200円	345,000	59,400	0	64,800	0
プラン②		7,350,000	346,700円	222,500	59,400	0	64,800	0
プラン③		14,700,000	224,200円	100,000	59,400	0	64,800	0
短期利用		0	7,470円	3,330	1,980	0	2,160	0
各料金の内訳・明細	前払金	プラン② 月額単価（98,000円）× 想定居住期間（60か月）＋ 想定居住期間を超えて入居継続した入居者の家賃等により算出 プラン③ 月額単価（196,000円）× 想定居住期間（60か月）＋ 想定居住期間を超えて入居継続した入居者の家賃等により算出により算出 （月額単価の説明） 家賃相当費用の一部の前払金 （想定居住期間の説明） （想定居住期間の説明） 公益社団法人全国有料老人ホーム協会及び弊社実績データをもとに60か月と設定しています。 （老人福祉法第29条第6項経過措置期間の料金の説明） 老人福祉法第29条第6項において受領が禁止されている権利金又は対価性のない金品に該当しません。						
	家賃	月額：345,000円 建物賃借料及び近隣同種の施設等の家賃等を勘案し算出						
	管理費	月額：59,400円 事務管理部門の人件費・事務費、共用施設等の水光熱費及び維持管理費						
	介護費用	入居後、要介護認定において「自立」と判定された場合は、生活支援費として月額64,800円（30日換算）が必要です。 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。						
	食費	朝食 647 円・昼食 713 円・夕食 713 円 間食 87 円 1日当たり 2,160 円 × 30日で積算 （食事をキャンセルする場合の取扱いについて）						

		食事をされない場合は3日前までにスタッフにお申し出いただき、欠食届を提出ください。提出がない場合は召し上がるものとして準備し、食事をされたものとして食費を請求します。
	光熱水費	管理費に含まれる。

前払金の取扱い		
支払日・支払方法	事業者に対して以下の方法で支払う 原則入居予定日5日前までに下記銀行口座へ振込み みずほ銀行 梅田支店 普通預金 No.1298266 口座名義：株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	
償却開始日	契約開始日（入居予定日）の翌日を償却起算日とし、その償却起算日の属する月の翌月（償却起算日が1日の場合は当月）分から償却を開始いたします。	
返還対象としない額	あり	前払金の20%
	位置づけ	想定居住期間内に退去した場合、想定居住期間を超えて入居継続した入居者の家賃等に充当
契約終了時の返還金の算定方式	・前払金償却期間内の場合（入居者の入居後、3ヶ月が経過し、想定入居期間が経過するまでの間に契約が解除等された場合）： 前払金×償却部分の額の比率（前払金の80%）×（60月－経過月数※）／60月 ※償却起算日の属する月の翌月（償却起算日が1日の場合は当月）から経過した月末回数 （契約が解除等された日以降、想定入居期間が経過するまでの期間につき、日割計算により算出された家賃相当額を控除する方法と同義） ・入居金償却期間を超える場合：返還金はありませんが、前払金の追加徴収は行いません。	
短期解約（死亡退去含む）の返還金の算定方式	期間：3か月	起算日：入居日の翌日
	老人福祉法第29条第8項及び老人福祉法施行規則第21条第2項第1号に基づいて、本契約第43条に定める目的施設の1日当たりの利用料は、プラン②3,260円、プラン③6,530円です。これは、前払金のうち返還対象部分を償却期間月数で割り、その額を30日で除した額です。 前払金÷償却期間月数÷30 ※10円未満切り捨て	
返還期限	契約終了日から	90日以内
保全措置	あり	保全先：株式会社りそな銀行との信託契約
その他留意事項		
月額利用料の取扱い		
支払日・支払方法	<入居時の支払> 原則入居予定日5日前までにホームが指定する銀行口座にお振込みいただきます。 <二回目以降の支払> 入居者は、各種請求を行う口座を指定していただき、その口座から毎月8日に前月分の実績と翌月分の家賃相当額・管理費を自動振替の方法によりお支払い頂きます。	
その他留意事項		
介護保険サービスの自己負担額		※要介護度に応じて利用料の1割（一定以上所得の場合2割）を負担する。

(30日換算・自己負担1割の場合)

介護度	基本単位 a	加算 b	処遇改善加算 $c=(a+b) \times d$ 小数点以下 四捨五入	総単位数 $e=a+b+c$	介護報酬 $f=e \times \text{地域別単価}$ 小数点以下 切捨て	自己負担額 $g=f \times 0.1$ 小数点以下 切上げ
要支援1	5,370	260	462	6,092	66,402円	6,641円
要支援2	9,240	260	779	10,279	112,041円	11,205円
要介護1	15,990	560	1,357	17,907	195,186円	19,519円
要介護2	17,910	560	1,515	19,985	217,836円	21,784円
要介護3	19,980	560	1,684	22,224	242,241円	24,225円
要介護4	21,900	560	1,842	24,302	264,891円	26,490円
要介護5	23,940	560	2,009	26,509	288,948円	28,895円

加算の種類		単位・割合	算定	備考
b	個別機能訓練加算	0/日	なし	
	夜間看護体制加算	10/日	あり	要介護のみ
	看取り介護加算	80～1,280/日	あり	対象者のみ
	医療機関連携加算	80/月	あり	対象者のみ
	認知症専門ケア加算	0/日	なし	
	サービス提供体制強化加算	6/日	あり(Ⅱ)	
d	介護職員処遇改善加算	8.20%	あり(Ⅰ)	

当ホームの地域別単価は10.9です。(新宿区)
看取り介護加算を算定した月においては自己負担額が変動します。

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料	一部有料（サービスごとの料金は一覧表のとおり）
料金改定の手続	
料金改定時には、運営懇談会での審議を経て決定します。	

【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称	プラン③		
単位：円			
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
0	0	14,700,000	224,200
※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。			

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開	財務諸表の原本	入居希望者に公開
事業収支計画書	公開していない	その他開示情報	運営懇談会議事録

添付書類： 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。	
年 月 日	
署名	印

説明年月日
年 月 日
説明者職・氏名
職
氏名
印

介護サービス等の一覧表（参考様式）

区分 サービス	（要支援1～2）		（要介護1～5）	
	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料に含むサービスに○	その都度徴収するサービス（料金を表示） 住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料に含むサービスに○	その都度徴収するサービス（料金を表示） 住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
<介護サービス>				
巡回 日中	■随時	-	■随時	-
巡回 夜間	■サービス計画書の記載に沿って実施	-	■サービス計画書の記載に沿って実施	-
食事介助	■必要に応じて見守り又は介助	-	■必要に応じて見守り又は介助	-
排泄介助	■必要に応じてトイレへの誘導・見守り・介助	-	■必要に応じて見守り又は介助	-
おむつ交換	■必要に応じて随時	-	■必要に応じて随時	-
おむつ代	-	実費	-	実費
入浴（一般浴）介助	■予定に沿って（2回/週）	-	■予定に沿って（2回/週）	-
清拭	■随時（未入浴時）	-	■随時（未入浴時）	-
特浴介助	■予定に沿って	-	■予定に沿って	-
身辺介助	■必要に応じて随時	-	■必要に応じて随時	-
・体位交換	■必要に応じて随時	-	■随時	-
・居室からの移動	■必要に応じて随時	-	■随時	-
・衣類の着脱	■必要に応じて随時	-	■随時	-
・身だしなみ介助	■必要に応じて随時	-	■随時	-
機能訓練	■必要に応じて生活リハビリ	-	■必要に応じて生活リハビリ	-
通院介助（協力医療機関）	■随時（予約制）	-	■随時（予約制）	-
通院介助（上記以外）	-	30分＝1,620円	-	30分＝1,620円
緊急時対応	■24時間対応	-	■24時間対応	-
オンコール対応	■24時間対応	-	■24時間対応	-
<生活サービス>				
居室清掃	■週＝2回	-	■週＝2回	-
リネン交換	■週＝1回	-	■週＝1回	-
日常の洗濯	-	-	-	-
居室配膳・下膳	■必要に応じて	-	■必要に応じて	-
嗜好に応じた特別食	-	別途食材を用意する必要がある場合は差額分	-	別途食材を用意する必要がある場合は差額分
おやつ	1回/日		1回/日	
理美容	-	月＝1回程度業者指定料金	-	月＝1回程度業者指定料金
買物代行（ホーム指定日）	■随時（予約制）	-	■随時（予約制）	-
買物代行（ホーム指定日以外）	-	30分＝1,620円	-	30分＝1,620円
役所手続き代行	■随時（予約制）	-	■随時（予約制）	-
金銭管理サービス	-	-	-	-

区 分 サービス	(要支援1～2)		(要介護1～5)	
	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料に含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示) 住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料に含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示) 住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
<健康管理サービス>				
定期健康診断	-	年2回	-	年2回
健康相談	■必要に応じ随時(看護師による)	-	■必要に応じ随時(看護師による)	-
生活指導・栄養指導	■必要に応じ随時	-	■必要に応じ随時	-
服薬支援	■必要に応じ随時	-	■必要に応じ随時	-
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	■随時	-	■随時	-
医師の訪問診療	-	医療保険対応	-	医療保険対応
医師の往診	-	医療保険対応	-	医療保険対応
<入退院時、入院中のサービス>				
移送サービス(協力医療機関)	■必要に応じ随時	-	■必要に応じ随時	-
入退院時の同行(協力医療機関)	■必要に応じ随時	-	■必要に応じ随時	-
入退院時の同行(上記以外)	-	30分=1,620円	-	30分=1,620円
入院中の洗濯物交換・買物	-	-	-	-
入院中の見舞い訪問	■必要に応じ随時	-	■必要に応じ随時	-
<その他サービス>				

※入居後、要介護認定において「自立」と判定された場合は、生活支援費として、64,800円/月が必要です。(その際のサービスは要支援1～2と同様になります)。

基準日：平成29年7月1日

施設名：チャームスイート新宿戸山

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目		該当に○			備考
安定的・継続的な居住の確保のための項目					
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合	・	不適合	
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合	・	不適合	・ 非該当
緊急時の安全確保のための項目					
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合	・	不適合	
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合	・	不適合	
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	○ 適合	・	不適合	
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合	・	不適合	・ 非該当
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	○ 適合	・	不適合	
入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目					
8	各居室は界壁により区分されているか。	○ 適合	・	不適合	
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	○ 適合	・	不適合	
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	○ 適合	・	不適合	
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合	・	不適合	
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	○ 適合	・	不適合	
入居者の財産を保全するための項目					
13	前払金について、規定された保全措置を講じているか。	○ 適合	・	不適合	・ 非該当 保全先: 株式会社りそな銀行との信託契約
14	前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	○ 適合	・	不適合	・ 非該当 初期償却率: 20 % 想定居住期間内に退去した場合、想定居住期間を超えて入居を継続した入居者の家賃等に充当
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	○ 適合	・	不適合	・ 非該当

※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。

※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。